

(様式 1-3)

福島県 (葛尾村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 3 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	197	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (水稻育苗施設整備) 葛尾村	事業番号	(5)-43-44
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	葛尾村 (間接)	
総交付対象事業費	(18,627) (千円) 414,675 (千円)		全体事業費	(419,382) (千円) 414,675 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p><現状></p> <p>葛尾村では、平成28年6月に一部の帰還困難区域を除き避難指示が解除されたが、長期間の避難を余儀なくされたことから、村民の帰還は進んでおらず、避難指示解除後3年を経過しても今なお帰還率は20%台にとどまっている。震災前の村の主産業は農業であり、水稻、畜産、葉たばこを中心に多様な農業が営まれてきたが、原発事故を受け、風評被害や除染に伴う地力低下、後継者の流出など営農環境が大きく変わり離農を考える農家も少なくない。また、村内の農業関連施設の老朽化・担い手不足等が深刻化しており、今後、耕作放棄地の増加が予測される中、村としては、営農再開に向けた様々な取り組みを実施し、農業者の帰還を促進しているところである。</p> <p>しかし、米の作付けは、震災前の135haに対し、現状36haの再開に留まっており、このうち30ha分は広野町や郡山市より苗を購入している状況である。このため、村では、苗運搬費の支援に加え、村独自で購入費の一部助成を行っているが、自家育苗者はごく少数となっていることから、育苗施設の確保が急務となっている。</p> <p><農業復興の方向性></p> <p>震災前から村の主要作物である水稻は、今も主要作物であり地域農業再生の要となるものである。震災で各農家が保有していた育苗施設が取り壊され喪失している中、苗の確保を心配することなく稲作ができる環境を整えることで水田の利活用を促進し、生業となる営農の再開により農業者の帰還を促す。</p>					
事業概要					
<p><本事業で施設を整備する理由></p> <p>本事業により、水稻育苗施設を整備し、水稻の作付再開を支援することで、村民の帰還や営農の再開を促進する。</p> <p><整備内容></p> <ul style="list-style-type: none">施設 (設備) 概要: 水稻育苗施設 一式 15 棟 施設面積 4,013.66 m² (機械棟 1 棟 (施設面積 580.76 m²)、緑化棟 1 棟 (施設面積 142.50 m²)、 硬化棟 パイプハウス 13 棟 (施設面積 3,290.4 m²) 播種、出芽、緑化、硬化等設備一式 付属機械機器 (ハイマスト付きフォークリフト 1 台、箱並べ機 1 台、ローラーコンペアー式) (敷地面積 8,088 m²)品目: 水稻受益面積: 75ha処理能力: 15,000 箱 <p><市町村計画等></p> <ul style="list-style-type: none">●かつらお再生戦略プラン 第2章 2 (3)●葛尾村農業再生事業化計画「美しい農がある風景を再び かつらお」 3. 農業再生への目標、4. 農業再生への道のり					

●葛尾村農業再生アクションプラン

当面の事業概要

<令和2年度>

実施設計 18,627千円

<令和3年度>

建設工事 389,512千円

機械導入 6,536千円

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業により育苗施設を整備することで村内における営農再開を支援する。特に、長期の避難で管理ができず農機具や施設が使用できなくなった農家について、村内における農業用施設の利用が可能となることから、新たに農業者14名の稲作再開と村内への帰還が見込まれる。

さらに、村と関係機関が一体となり、稲作再開の意向を示さない者から、担い手や集落営農組織へ水田の流動化を進めることで、優良農地を確保し、村全体の農業振興及び地域再生を図る。

関連する事業の概要

○効果促進事業

第31回申請 敷地造成設計（2年度予定） 11,618千円

第33回申請 敷地造成工事（3年度予定） 133,317千円

○被災地域農業復興総合支援事業

ライスセンター・農業用機械整備事業（令和2年度～3年度予定） 217,723千円

